

令和6年6月18日 6月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	3番 星正彦
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第38号から日程第4 議案第42号までの4件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

○13番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第38号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、

議案第39号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第41号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第38号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第39号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第41号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第42号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第38号について、討論はありませんか。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

#### ○12番（西藤典子君）

議案第38号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税の課税限度額は、後期高齢者医療制度が創設されました2008年以降、16年間に最初の68万円から今回改定の106万まで38万円の引上げ、1.5倍以上に引上げられることになりました。特にこの3年間、令和4年度の3万円、5年度の2万円、今回の2万円と3年連続の引き上げです。国保には被用者保険と比べて構造的な違い・問題があります。皆さんご存じのとおりだと思います。一つは被保険者

数、家族数に応じた均等割負担があるため、世帯人数が増えれば限度額に達する所得は下がり、子どもの人数が多いほど低い所得でも限度額を負担しなければならなくなるという問題です。二つ目は、サラリーマンなどの被用者保険の場合は、報酬月額によって保険料が決まるため所得が多くなるにつれて保険料負担が増えますが、国保の場合は、自治体ごとに定める保険料率が高ければ、鞍手町の場合もいろいろありますけれども、低い所得でも限度額に達する場合があります。そして何より、国保の被保険者は加入世帯主の4割が年金生活者などの無職の方々、また3割が非正規労働者等で低所得者数が多く加入する医療保険制度であるとともに、事業主負担がないこと、これが非常に負担が重くなる原因になっております。結果、単純に考えても年収や家族構成が同じ健保の加入世帯の2倍以上の保険料を払うということが起こってくるわけでありませぬ。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっているわけです。国保制度のスタート時点では、国庫負担の必要性が謳われておりましたが、その後、国庫負担の抑制が続き、今日に至っています。全国知事会や全国市長会、それから全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けております。高知市の岡崎誠也市長は、国保の賦課限度額の引き上げについて、保険料水準に大きな格差がある実態の中で、各保険者の実態を考慮せず、一律に限度額を引き上げていく手法は、もはや限界に達していると指摘されております。国保制度の持続可能性のためにも、また、この鞍手町の町長も町村会の一員であると思っておりますので、制度改革の先頭に立ち、町民をこれ以上苦しめないために全力を挙げていただきますことを要望し、この議案についての反対討論といたします。以上です。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります

次に議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第41号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第42号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第38号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第38号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第39号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第41号 鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第42号 鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第5 議案第37号から日程第7 議案第43号までの3件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

（6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める）

## ○6番（新谷留晴君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第37号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、

議案第40号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）

議案第43号 財産の取得

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第37号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第40号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第43号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第37号について、討論はありませんか。

（「なし」声あり）

これで討論を終わります。

次に議案第40号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります

次に議案第43号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります

これから採決を行います。議案第37号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第40号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 財産の取得を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第8 意見書第1号を議題とします。提出者を代表して、6番議員 新谷留晴議員に趣旨説明をお願いします。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

意見書第1号 地方自治法改正法案に係る国の補充的指示の慎重審議を求める意見書。別紙意見書案を提出する。令和6年6月18日提出。提出者 鞍手町議会議員新谷留晴同じく篠原哲也。提案理由 地方自治法昭和22年法律第67号、第99条並びに鞍手町議会会議規則昭和62年、鞍手町議会規則第1号第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長(的野信之君)

お諮りします。意見書第1号は質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。意見書第1号 地方自治法改正法案に係る国の補充的支持の慎重審議を求める意見書を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって意見書第1号は、原案のとおり可決されました。

次に進みます。日程第9 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。これをもって本日の日程は全部終了しました。これをもって令和6年第3回定例会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 13時18分 —

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的野信之

議員 許斐英幸

議員 田中二三輝